

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

桐生市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

群馬県桐生市

3 地域再生計画の区域

群馬県桐生市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、1975 年の 148,376 人をピークに減少しており、住民基本台帳によると 2023 年末には 102,988 人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、2050 年には総人口が 59,785 人となる見込みである。

年齢 3 区分別の人口動態を 1980 年と 2020 年で比較すると、年少人口（0～14 歳）は、34,257 から 9,973 人に減少し、生産年齢人口（15～64 歳）も 98,012 人から 57,199 人と大きく減少している。一方、老年人口（65 歳以上）は 15,472 人から 38,392 人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。

社会動態をみると、1995 年には転入者（3,139 人）が転出者（4,123 人）を下回る社会減（▲984 人）であったが、2023 年には▲105 人の社会減（転入者数 2,928 人、転出者数 3,033 人）となっており、減少幅は縮小しているが、一方で、20 歳代の転出超過は 461 人と突出しており、若年層の市外流出が恒常的に続き、特に女性の人口は大学進学率の高まり等を背景に減少している。

また、自然動態をみると、出生数は年々減少傾向にあり、1995 年に 925 人、2023 年には 380 人となっている。その一方で、死亡数は 1995 年には 1,115 人、2023 年には 1,841 人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲1,461 人（自然減）となっている。

今後も、人口減少や少子高齢化は加速することが推計されており、地域消費と税

収の減少、税収減等による行政サービスの低下、市有施設の管理・維持、地域公共交通の撤退・縮小、空き家・空き店舗・工場跡地・遊休農地の増加、地域コミュニティの機能低下など様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、市民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるための取り組みを推進する。また、地域の資源を活用した魅力ある雇用を創出し、移住・定住を促進するとともに、交流人口及び関係人口の創出・拡大による地域活性化を図り、持続可能なまちづくりを推進する。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げる。

- ・基本目標 1 地域の資源を活用した魅力ある雇用を創出する
- ・基本目標 2 人口の市外流出に歯止めをかけ、移住・定住を促進するとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を目指す
- ・基本目標 3 安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、若い世代の希望をかなえる
- ・基本目標 4 将来を見据えた地域の特徴に応じたまちづくり
- ・基本目標 5 計画推進のために必要な視点

【数値目標】

5－2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2027年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	有効求人倍率	1.02	1.00以上を維持	基本目標1
イ	社会増減数	105人減	90人減	基本目標2
ウ	出生数	380人	400人	基本目標3
エ	市民の声アンケートの設問「桐生市は住み続けたいくなる生活の場としての住環境が整っている。」に対する市民実感度	28.2%	28.4%	基本目標4

オ	市民の声アンケートの設問「桐生市では効率的な行政運営が行われ、必要な行政サービスが提供されている。」に対する市民実感度	33.0%	33.2%	基本目標5
---	---	-------	-------	-------

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 及び 5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））の活用（内閣府）：【A3017】

① 事業の名称

桐生市まち・ひと・しごと創生推進交付金事業

ア 地域の資源を活用した魅力ある雇用を創出する事業

イ 人口の市外流出に歯止めをかけ、移住・定住を促進するとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を目指す事業

ウ 安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、若い世代の希望をかなえる事業

エ 将来を見据えた地域の特徴に応じたまちづくりを行う事業

オ 計画推進のために必要な分野横断的事業

② 事業の内容

ア 地域の資源を活用した魅力ある雇用を創出する事業

魅力ある雇用を創出し、「しごと」と「ひと」の好循環を確立するため、地域の特性・特徴を生かした企業誘致や既存企業の成長支援等を推進するとともに、創業・事業承継につながる取り組みを推進するほか、農林業の担い手の育成・確保に向けた取り組みを推進するとともに、豊かな自然環境や地域固有の資源を生かした農林業振興等を図る事業。

【具体的な事業】

・ 創業者創出事業

- ・販路拡大支援事業
- ・農業振興事業 等

イ 人口の市外流出に歯止めをかけ、移住・定住を促進するとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を目指す事業

恒常的に続く若年層の流出に歯止めをかけるため、桐生がより多くの人から選ばれるまちになることを目指し、まちの価値を高めるシティブランディングを推進するとともに、桐生での暮らしを応援する様々な施策を講じるほか、交流人口や関係人口の拡大による市内経済の活性化を目指し、本市の自然、文化、歴史、産業等の多様な観光資源を活用した観光施策等を推進する事業

【具体的な事業】

- ・シティブランディング事業
- ・移住定住推進事業
- ・観光推進事業 等

※移住・起業・就業型を活用（実施主体：桐生市）

ウ 安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、若い世代の希望をかなえる事業

少子化の流れに歯止めをかけるため、妊娠・出産・育児の各段階に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、安心して子育てができる環境を整備するほか、地域の教育資源を生かした桐生ならではの特色ある教育の充実を図るとともに、学力向上や生徒指導等における教育課題の解決につながる教育研究を推進する事業。

【具体的な事業】

- ・教育・保育給付事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・サイエンスドクター事業 等

エ 将来を見据えた地域の特徴に応じたまちづくりを行う事業

「しごと」と「ひと」の好循環を支える「まち」の活性化を図るため、誰もが活躍でき、安全・安心に暮らすことのできる環境づくりを進めるとともに、コンパクトシティや歴史まちづくりなど、本市の特徴に応じ

たまちづくりを推進するほか、将来にわたって持続可能な公共交通体系の構築等を図る事業。

【具体的な事業】

- ・男女共同参画推進事業
- ・施設管理事業
- ・自主防災事業
- ・コンパクトシティ計画推進事業 等

オ 計画推進のために必要な分野横断的事业

デジタル技術の活用による利便性の向上、将来を担うデジタル人材の育成、市民と連携した施策の推進等、限られた資源の中で人口減少克服・地方創生に取り組むため、デジタル化や公民連携の推進を図るとともに、安定した財政基盤の形成に努めるほか、地域間連携や公共施設マネジメントを推進し、持続可能な都市を目指す分野横断的な事業。

【具体的な事業】

- ・電子地域通貨事業
- ・SDGs 推進事業
- ・広域連携事業 等

※ なお、詳細は桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度9月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降に取り組むべき施策の方向性について協議を行う。検証後速やかに本市公式WEBサイト上で公表する。

⑤ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2028年3月31日まで

5-3 その他の事業

○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用（内閣府）：

【E2001】

① 事業の名称

5－2の①事業の名称に同じ。

② 事業の内容

5－2の②事業の内容に同じ。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

5－2の④事業の評価の方法（P D C Aサイクル）に同じ。

⑤ 事業実施期間

5－2の⑤事業実施期間に同じ。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2028 年 3 月 31 日まで